

茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート

この検証シートは、議会内(議会制度検討会)において、議会基本条例についての検証を行うに当たり使用したものです。この検証シートに沿って、1条ずつ、取組状況や運用・条文に関する課題等について検討を行い、その結果をまとめたものです(この検証結果に基づき、議会基本条例の一部改正の素案をまとめました。)

章	条	見出し	条文	取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項	検証結果
		前文	<p>茅ヶ崎市議会は、委員会の会議の原則公開、本会議の映像の配信等の手段による情報提供の実施など、さまざまな機会を捉えて議会改革に取り組んできた。</p> <p>平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)による新たなまちづくりが展開されている今日においては、市民に開かれ、かつ、分かりやすく、さらには信頼される議会を構築していくことが求められている。</p> <p>また、平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られる中においても、原則として市の全ての事務に議会の権限が及ぶようになるなど、議会のあり方も大きく変わってきた。地方分権の進展により、自己決定・自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、主権を有する市民を代表し、執行機関に対する監視及び評価の機能を持つ議会の役割と責任は、ますます重大になっている。</p> <p>このような時代背景の中、茅ヶ崎市議会は、これらの機能の充実を図るとともに、市政の課題を的確に把握し、多様な民意を反映しながら、創意と工夫により政策立案及び政策提言を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図っていかねばならない。</p> <p>よって、茅ヶ崎市議会は、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進するとともに、議会を構成する議員自らが議員としての自覚と見識を持ち、主権を有する市民の負託に的確に応えていくことを示す決意を持って、ここに茅ヶ崎市議会基本条例を制定する。</p>		<p>【条文の修正】</p> <p><input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない</p>
	第1条	目的	<p>この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された主権を有する市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が主権を有する市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。</p>		<p>【条文の修正】</p> <p><input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない</p>
	第2条	条例の位置付け	<p>この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>		<p>【条文の修正】</p> <p><input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない</p>
第1章	総則		<p>議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議決により市の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>・[第1号関係] 各定例会ごとに、多くの議案について審議し、議決をしている。</p> <p>[参考] 議決等の状況(平成25年)</p> <p>◎市長提出議案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算 28件(可決) ○条例 46件(可決45件、否決1件) ○認定 7件(可決) ○その他 48件(可決等) ○報告 30件 <p>◎議員提出議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例・規則 4件(可決) ○意見書 6件(可決) ○決議 1件(可決) ○その他 2件(可決) 	<p>【条文の運用】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p><input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない</p>

	第3条	議会の役割		<p>・〔第2号関係〕主に予算・決算審査(特に決算審査においては、事業評価を実施している)を中心に、議案審査等も含め、執行機関の事務執行を監視・評価している。また、全員協議会を活用し、執行機関の作成する諸計画や執行のあり方について、意見を述べ、また、評価を行っている。</p> <p>・〔第3号関係〕常任委員会ごとに、政策討議(第14条の欄に記載)を行い、政策提言等を行うことを目指している。</p> <p>・〔第4号関係〕各定例会ごとに、採択された陳情に基づく意見書や政治・社会情勢に対応し、議員有志による意見書等を議案として提出している。</p> <p>〔参考〕意見書・決議の件数 ◎平成25年 意見書6件、決議1件 ◎平成24年 意見書16件 ◎平成23年 意見書4件</p>	
第2章 議会及び議員の活動原則	第4条	議会の活動原則	<p>1 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するよう努めるものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の機会の拡大を図るものとする。 4 議会は、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。</p>	<p>【取組状況】 本条は、議会の活動の原則を定めるものであり、実際の取組は第7条(市民参加)、第8条(会議の公開)、第9条(説明責任等)、第12条(一問一答方式等)、第13条(自由討議)、第14条(政策討議)、第15条(委員会の活動)等の規定に基づき行うため、各条に記載する。</p> <p>【条文についての課題】 本条の第1項、第2項及び第4項に努力義務を表す「努める」という規定がある。「努める」という規定は、一般的に、規定された行為を実施する義務はあるが、その行為の内容、程度、方法を画一的に規定することができない事項(例えば、「○○の向上」、「分かりやすく○○する」等)などに使用されている。その観点からみると、第1項については、「公正性及び透明性の確保」というのは、その内容等もある程度明らかにすることができる(「公正性」は、法律、条例、規則等に基づく議会運営、「透明性」は公式の会議の原則公開及び会議録の公表など)と考えられることから、努力義務規定ではなく、一般的な原則や方針を定める場合に使用する「ものとする」という規定に修正してはどうか。 なお、第2項及び第4項は、前述の使用例に鑑み、現行どおりが相当である。</p>	<p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 ■条文を修正する必要がある □条文を修正する必要はない</p>
	第5条	議員の活動原則	<p>1 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。 2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。 3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。 4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽(さん)に努めるものとする。</p>	<p>【取組状況】 ・本条は、議員の活動の原則を定めるものであり、個々の議員がそれぞれ取り組むものであるが、1の「自由討議を推進する」については、議会の取組としての第13条(自由討議)、第14条(政策討議)と関連があるため、これらの条に記載する。</p> <p>・〔第3項関係〕議員個人又は会派により、政務活動費を活用するなどして、議会報告を行っている(第16条と関連)。</p> <p>・〔第4項関係〕議員の資質向上を図るため、議員研修会を開催、また、研修会に派遣するなどしている(第17条と関連)。</p>	<p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p>
	第6条	会派	<p>1 議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。 3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。</p>	<p>【取組状況】 現在、本市議会には5会派があり、意見書等の議案提出や議会運営、議会内の課題等に関して、議会内の意見集約を図っている。また、会派ごとに、市の政策に対する予算要望等を行うなど、執行機関に対する意見集約を行っている。</p>	<p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p>

第3章 市民と議会との関係	第7条	市民参加	<p>1 議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する議会報告会の開催及び市民との意見交換の機会を設けることに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 議会は、公聴会及び参考人の制度を活用することにより、市民の意見又は専門的若しくは政策的な識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会は、平成23年11月に初めて開催し、平成24年度からは5月と11月に開催している。 ・意見交換会は、平成25年5月に初めて開催し、議会報告会と同時開催をしている。 <p>※第2項で、議会報告会・意見交換会に関し必要な事項は別に定めることとされているが、現状は、開催の要領をその都度検討して決めているため、予め定めたものはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年第1回臨時会において、総務常任委員会で参考人を招致した。 ・平成26年第2回定例会から、請願者・陳情者の意見陳述の機会を設けた。 <p>【運用についての課題】</p> <p>議会報告会・意見交換会の実施について、参加者が少ない。開催時間、テーマ設定、議員個人としての発言など、運営についてのさらなる検討が必要である。</p> <p>【条文についての課題】</p> <p>請願者・陳情者が趣旨説明できる旨を規定してはどうか。</p>	<p>【条文の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■継続して取り組む □新たな取組が必要 <p>【条文の修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■条文を修正する必要がある □条文を修正する必要はない
	第8条	会議の公開	<p>議会は、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)の会議を別に条例で定めるところにより公開するものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>委員会の会議は、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定に基づき、原則公開としている。</p> <p>【条文についての課題】</p> <p>地方自治法第100条第12項の規定に基づく「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」(公式会議)として設置した「全員協議会」及び「広報広聴委員会」を規定に加えてはどうか。</p>	<p>【条文の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■継続して取り組む □新たな取組が必要 <p>【条文の修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■条文を修正する必要がある □条文を修正する必要はない
	第9条	説明責任等	<p>1 議会は、議会活動について、市民に説明する責務を有する。</p> <p>2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第1項関係】議会活動についての市民への説明を責務として定めたものであり、実際の取組は、第7条(市民参加)、第8条(会議の公開)、第21条(議会広報の充実)等の規定に基づき行うため、これらの条に記載する。 ・【第2項関係】平成26年第1回定例会から、本会議、委員会及び全員協議会の資料の希望者への配付を始めた。また、議員ごとの採決結果の公表も行っている。 <p>※広報に関する取組は、第21条の「取組状況」に記載する。</p>	<p>【条文の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■継続して取り組む □新たな取組が必要 <p>【条文の修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
第4章 議会と市長等との関係	第10条	議会と市長等との関係	<p>議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>本条は、第3条(議会の役割)の規定を踏まえ、議会と市長との関係について規定したものであり、実際の取組は、第11条(市長等による政策等の形成過程の説明)、第12条(一問一答方式等)、第14条(政策討議)の規定に基づき行うため、各条に記載する。</p>	<p>【条文の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■継続して取り組む □新たな取組が必要 <p>【条文の修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第11条	市長等による政策等の形成過程の説明	<p>議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) その政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容</p> <p>(3) 総合計画(政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。)における位置付け又は総合計画との整合性</p> <p>(4) 市民参加の状況</p> <p>(5) その政策等に要する経費(将来負担すべき経費を含む。)及び財源</p>	<p>【取組状況】</p> <p>本会議、委員会、全員協議会等における審議等を行うことにより、政策等の決定経過、予算の内容、市民参加の状況等を把握するとともに、各案件に関連する資料の請求等を行っている。</p>	<p>【条文の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■継続して取り組む □新たな取組が必要 <p>【条文の修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない

関係	第12条	一問一答方式等	<p>1 本会議(全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ。)における質疑又は質問は、その論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができる。</p> <p>2 説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>平成26年第2回定例会から、一般質問に一問一答方式を導入した。それに伴う会議規則の改正も行った。</p> <p>※議案等に対する質疑及び毎年第1回定例会で行う総括質疑については、従来どおりとなっている。</p> <p>※委員会については、従来から一問一答方式を導入している。</p>	<p>【条文の運用】</p> <p>■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p>□条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p>
第5章 自由討議	第13条	自由討議	<p>1 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>・平成21年度から決算審査において事業評価を行っており、22年度からは、決算特別委員会の中に常任委員会を活用した4分科会を設置し、委員同士での議論(自由討議)を行い、各事業の評価を決定している(26年度まで毎年度実施)。</p> <p>・その他、通常の委員会における自由討議については、運用方法について決定しており、平成26年から実施できる状況となっている。</p> <p>※実際に自由討議を行うかどうかは、それぞれの委員会の判断であり、現時点では実施した実績はない。</p> <p>【条文についての課題】</p> <p>第1項、第2項ともに、努力義務を表す「努める」という規定がある(「努める」という規定の使用例等は、第4条の「条文についての課題」に記載のとおり)。</p> <p>第1項は委員会の運営、第2項は委員長の議事整理に関する原則・方針であるという観点から、一般的な原則や方針を定める場合に使用する「ものとする」という規定に修正してはどうか。</p>	<p>【条文の運用】</p> <p>■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p>■条文を修正する必要がある □条文を修正する必要はない</p>
	第14条	政策討議	<p>議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>政策討議の運用については、常任委員会ごとに、所管事項の中からテーマを決め、議員同士での議論等を経て、政策提言や条例制定を目指すこととしており、平成26年から取り組んでいる。</p>	<p>【条文の運用】</p> <p>■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p>□条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p>
第6章 委員会の活動	第15条	委員会の活動	<p>1 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。</p> <p>2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>・【第1項関係】資料等は公表しているだけでなく、希望者に配付する取組もしている(第9条にも記載のとおり)。</p> <p>・【第2項関係】各委員会ごとに、所管事項の中からテーマを決めて、調査研究に取り組むことになっている(第14条も含む)。また、所管事項の調査研究のため、委員会ごとに、他市等の調査を行っている。</p>	<p>【条文の運用】</p> <p>■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p>□条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p>
第7章 政務活動	第16条	政務活動費	<p>1 会派及び議員は、政策立案、政策提言等に資するため、別に条例で定めるところにより交付される政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うものとする。</p> <p>2 議長は、別に条例で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び領収証の原本その他支出を明らかにする書類を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 会派及び議員は、市民から政務活動費の使途等について説明を求められたときは、政務活動費をその経費として使用した調査研究その他の活動の状況及び当該活動に要した経費の支出の状況について説明しなければならない。</p>	<p>【取組状況】</p> <p>・【第1項関係】政務活動費は、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例に基づき、所属議員1人当たり月額40,000円が会派に交付されている(年2回交付)。その政務活動費を活用し、政策立案、政策提言等に資するため、視察、研修への参加などの活動を行っている。</p> <p>〔参考〕政務活動費による視察、研修等の状況(平成25年度)</p> <p>◎先進地視察</p> <p>○件数(箇所) 27箇所</p> <p>○参加人数(延べ) 113人</p> <p>◎研修会等への参加</p> <p>○件数(箇所) 30箇所</p> <p>○参加人数(延べ) 86人</p>	<p>【条文の運用】</p> <p>■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p>□条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p>

費				・【第2項関係】茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の規定に基づき、毎年度、精算終了後、収支報告書、証拠書類等を一般の閲覧に供している(市政情報コーナーに配架)。 ※茅ヶ崎市議会では、収支報告の際の証拠書類として、原則として全ての支出に対する領収証等の原本を提出することとなっている。	
第8章 議会及び議会事務局の体制整備	第17条	議員研修	議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【取組状況】 議員研修会の実施、また、議長会主催の研修会に派遣を行っている。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第18条	議会事務局	議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。	【取組状況】 議員の政策提案等に資するため、国・他自治体の情報等を調査した資料を定期的に作成・配付している(おおむね年4回)。また、議員による議案等(条例、意見書・決議、市長提出議案の修正等)の提出に際しては、必要に応じ補助をしている。 【運用についての課題】 議会の政策立案機能の向上を図るため、その補助をする議会事務局について、職員配置等も含め、さらなる充実が必要である。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第19条	議会図書室	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。	【取組状況】 ・市政や地方自治に関する資料・図書を中心に収集し、管理している(蔵書数約2200冊。その他に、本市や神奈川県の種類計画などの行政資料あり)。また、議員及び庁内(職員)の利用の促進を図るため、新着図書の案内や図書検索用パソコンの配置などを行っている。 ・市民の利用(閲覧)にも対応している。 【運用についての課題】 さらなる利用の促進を図る必要がある。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第20条	予算の確保	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	【取組状況】 議会としても経費節減に努める一方、議会機能の充実のための取組については、必要な予算の確保に努めている。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第21条	議会広報の充実	議会は、第9条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。	【取組状況】 議会だより、ホームページを中心として、分かりやすく、充実した広報活動に努めているが、さらなる広報活動(及び広聴活動)の充実を図るため、平成26年6月から、地方自治法第100条第12項の規定に基づく「議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場」(公式会議)として「広報広聴委員会」を設置した。 【条文についての課題】 広聴の充実も図っていくことを規定してはどうか。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 ■条文を修正する必要がある □条文を修正する必要はない

	第22条	専門的識見の活用	議会は、学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用し、議会の討議に反映させるものとする。	【取組状況】 条例施行からこれまで活用実績はないが、議会内での議員定数についての検討において、学識経験者等の第三者の意見聴取の必要性などが議長に報告されている。今後、他の事案も含め、必要に応じ、本制度の活用を検討する。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬	第23条	議員の政治倫理	議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。		【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第24条	議員定数の改定	1 委員会又は議員は、議員定数を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。 2 前項の規定による議案の提出又は当該議案の審査に当たっては、公聴会又は参考人の制度の活用等により、市民、学識経験者等の意見を聴くものとする。		【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
	第25条	議員報酬の改定	1 委員会又は議員は、議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、別に条例で定める手続を経た後、明確な理由を付して提出するものとする。 2 前条第2項の規定は、議員報酬の額の改定について準用する。		【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない
第10章 条例の検証及び見直し	第26条	条例の検証及び見直し	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。	【取組状況】 条例施行後は、条例の規定のうち、運用の検討が必要な事項についての検討を行い、順次実施してきた。今年度は条例施行から4年目となり、運用もおおむね目処がついたことから、本検証を行っている。	【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない